

令和6年度第1回三重県国民健康保険運営協議会 概要

日時 令和7年2月27日(木)18時30分～20時00分

方法 オンライン形式(Zoom)

出席委員 10名

【被保険者代表委員】 鈴木順子、岩名静枝、愛野吉照

【保険医等代表委員】 寺田晃、増田直樹

【公益代表委員】 伊藤正明、長友薫輝、岩崎祐子

【被用者保険代表委員】 内藤誠、大西伸幸

議題1 三重県国民健康保険事業の運営状況について

三重県国民健康保険事業特別会計の運営状況、県内各市町における保険料(税)の改定状況、各市町における令和5年度国保特会事業状況、予防・健康づくり等に対するインセンティブへの取組状況について説明し、原案に同意するとの答申を得ました。

議題2 令和7年度三重県国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の算定結果について

令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定結果、市町村標準保険料率について説明し、原案に同意するとの答申を得ました。

(質疑応答)

・標準保険料率の統一の目的として、事務の削減になるという部分もあるのか。

⇒(事務局)被保険者の負担の公平性の観点から、県内どの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成で同じであれば保険料も同じである「完全統一」を見据えて取り組んでいるところですが、それにより各市町の保険料算定事務等の削減にもつながると考える。

議題3 第2期三重県国民健康保険運営方針に係る取組状況について

第2期三重県国民健康保険運営方針の記載内容、令和6年度の取組状況について説明し、原案に同意するとの答申を得ました。

(質疑応答)

・三重県として、財政も含めて特に力を入れなければならない部分はあるか。

⇒(事務局)第2期運営方針においては、保険料水準の統一に向けた取組が重点的な取組となる。取組初年度ということであり、各取組を着実に進めている状況である。

議題4 保険料水準の統一に向けた「完全統一」の目標年度について

三重県の現状、完全統一の目標年度について説明し、原案に同意するとの答申を得ました。

(質疑応答)

・完全統一の目標年度について、より早期に統一することで財政的なメリットがあるのか。

⇒(事務局)国からの財政支援による財政的なメリットがあるほか、各市町の保険料算定事務等が軽減できるというメリットがある。そのため、第2回国保広域化等連携会議において、3か年後ろ倒しする保険者を無しとして、完全統一目標年度を 15 年度とすることで、各市町との合意に至った。

議題5 令和7年度保険者努力支援制度の結果について

令和7年度保険者努力支援制度(市町村分)の結果について説明し、原案に同意するとの答申を得ました。

(質疑応答)

・令和7年度保険者努力支援制度の結果が示されているが、現在は令和6年度であり、令和5年度や令和4年度の実績を評価しているのに、なぜ令和7年度の結果という表現が使われているのか。

⇒(事務局)各取組の評価が、県・市町の令和7年度予算に反映されるものであるため、令和7年度の結果という表現が使われている。

・保険者努力支援制度は各市町の予算に反映されるのであれば、各市町の保険料率にも影響してくるのか。また、標準保険料率の統一後もこの制度は続くのか。

⇒(事務局)御認識のとおり、各市町の保険料率に影響する。また、各市町の取組に対するインセンティブの制度であるため、今後も存続されと考えている。ただし完全統一に向けて、保健事業は保険料以外の財源を充当することとし、その財源の一部とすることで保険料に影響しない取扱いとすることとしている。

・保険者努力支援制度などの交付金が増えると、各市町独自の保健サービスが充実すると考えて良いか。【議題2資料1納付金と保険料(税)の関係図より】

⇒(事務局)各市町独自の保健サービスについては、保険料収入のうち納付金に算定されない部分や、国からの交付金等を財源に各市町が行っているが、将来的には保険料に影響しない取扱いとすることとしており、交付金が増えれば、その財源が増加することとなる。

・保険料水準の統一について、目標年度として令和 11 年度と令和 15 年度があるが、なにが異なるのか。

⇒(事務局)令和 11 年度については、各市町の保険料率を一定の幅を設けたうえで標準保険料率に統一することを目指し、令和 15 年度については、各市町の保険料率を県で算定する標

準保険料率に統一することを目指している。